上関町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

１．業務目的

上関町における公共交通機関は、路線バス、町営バス、タクシー及び離島航路で構成されている。近年高齢化と人口減少が著しく進んでおり、生活維持のため高齢になっても運転免許を手放せないドライバーも多い。また生活必需品を購入するために公共交通機関を利用して近隣の市町に向かう高齢者の方も多い。

これらのことからも、住民が直面している交通網に関する諸問題について、町は十分に実態を把握できていない。将来町のこれらの交通網はどうあるべきか見直しや指針が迫られている。

全国的にも、自家用自動車への依存の高まりや人口減少が進む中、バスや鉄道利用者が減少し、民間交通事業者や自治体の財政負担が増加、路線バスや鉄道の減便・廃止等、公共交通事業をとりまく環境も年々厳しさを増している。

本町においても、乗合バスが運行されているが、人口の減少、自家用車の一層の普及等により乗合バス利用者が減少している。

一方で、公共交通は自家用車を利用できない町民にとって通院や通学、買い物などのために必要不可欠な移動手段である。

本町では、公共交通の維持・確保のため、財政支援を行っているが、その負担額は年々増大傾向にある。このような課題を踏まえ、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に基づき設置されている上関町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が公共交通施策のマスタープランとなる「上関町地域公共交通計画」を策定する。

２．委託業務名

上関町地域公共交通計画策定支援業務

３．対象地域

上関町全域

４．委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

５.業務内容

（１）地域概況の整理

上関町の地域概況を、統計資料や既存調査結果等を用いて整理する。人口分布や施設配置等に関する情報はGIS（地理情報システム）を用いて整理する。

（２）公共交通の現状整理

①公共交通の現状整理

上関町の公共交通の現状（サービス状況、利用状況、経営環境等）について整理する。

公共交通網に関する情報はGIS（地理情報システム）を用いて整理する。

・民間路線バス
・町営バス
・タクシー
・タクシー補助、その他移送サービス
・航路

②公共交通の乗降調査データ整理

民間路線バス事業者（防長交通）より提供頂き、過年度に実施した乗降調査(OD)、利用実態の詳細について整理する。

町営バスについては、町で実施済みのバス停別乗降データを整理する。

航路については、港別の乗降客数データについて整理する

（３）目指すまちづくりの方向性の整理

総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等の上位関連計画を整理し、上関町が目指すまちづくりの方向性を整理する。また、特に移動に関わりが深い庁内関係部署（福祉、教育、観光等）にヒアリングを行い、直近の政策動向を把握する。

ヒアリングについては事務局で行いその結果をとりまとめる

（４）移動実態や公共交通に対するニーズの把握

①アンケート調査の計画・実施・とりまとめ

町民アンケート調査

全世帯（令和５年４月１日時点1,385世帯）に対するアンケート調査を計画・実施し、結果のとりまとめを行う。（祝島（210世帯）、八島（14世帯）についても同様に全世帯に配布する）

※配布は自治会配布とし・回収は郵送を予定する。アンケート調査票は、各世帯２部配布し公共交通を利用する可能性のある人を対象とする

②交通事業者ヒアリング

交通事業者（バス・タクシー、航路事業者）に対してヒアリングを行い、サービス供給側が把握する問題点、課題、改善ニーズ等を把握する。

路線バス　１社
タクシー　１社
町営バス　委託先１社
航路事業者（2社、「町営　かみのせき丸」、上関航運有限会社）

（５）公共交通の問題点・課題の整理

前項までの結果を踏まえ、上関町における公共交通の問題点・課題を整理する。

（６）基本方針・目標の検討

①計画期間

令和６年度～令和１０年度の５ヶ年計画とする。

②計画の基本方針及び目標・指標の設定

調査結果や問題点・課題を踏まえ、上関町における地域公共交通の基本方針や目標を検討する。また、目標の達成状況について評価する評価指標を設定し、ＰＤＣＡの具体的内容を検討する。

（７）計画に位置付ける事業の検討

計画に位置付け、計画期間内に実施する事業の内容や実施主体、スケジュール等について検討・調整する。

（８）上関町地域公共交通計画（案）、報告書のとりまとめ

前項までの検討結果及び交通会議での検討結果を地域公共交通計画（素案）としてとりまとめ、パブリックコメントを実施し、その結果を地域公共交通計画（案）としてとりまとめる。

また、本業務の報告書を作成する

（９）交通会議の開催

①交通会議の運営支援（3 回／年）

会議資料の作成を行い、会議に出席し必要な支援を行う。

なお議事録の作成、会議に必要な資料の印刷については事務局で行う。

委員への報償費の支払いについて実施すること

第２回上関町地域公共交通会議	・現状調査・分析結果について ・問題点・課題について ・基本方針、目標について
第３回上関町地域公共交通会議	・地域公共交通計画素案について ・パブリックコメントについて
第４回上関町地域公共交通会議	・パブリックコメントについて ・地域公共交通計画(案)について

②打合せ協議（3 回／年）

初回、中間時 1 回、納品時を原則として、対面及び web 等で適宜打合せを行う。

(10) その他

計画策定全般に関して必要な業務の支援や交通市政策への具体的な提言をする。

６．成果品

（１）業務の成果品は以下のとおりとする。

①上関町地域公共交通計画（本編）　10 部　60 頁程度、くるみ製本

②上関町地域公共交通計画（概要版）　50 部　8 頁程度、中綴じ

③委託業務報告書　　2 部

④上記の電子データ（CD-R 等）　1 部

※印刷物として提出するものは、全て A４ 版とする。

※電子データは、上関町の ＰＣ環境でデータ加工可能な形式及びＰＤＦ形式で納入すること。

（２）業務の成果品の納入先は、上関町地域公共交通会議　事務局（上関町産業観光課　商工観光係）とする。

７．　留意事項

（１）法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令 等を遵守しなければならない。

（２）受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

（３）業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

（４）資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与 資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

また、業務完了後速やかに返却するものとする。

（５）守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

（６）再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

（７）成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

（８）その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること